

☆ 一般財団法人岩手県教職員互助会 ☆
新たに資格を取得された皆さまへ

公立学校共済組合の資格を取得された方は、岩手県教職員互助会の会員となりますので、会員資格取得届出書を所属所長を経由して互助会へ提出してください。

互助会とは	互助会は、会員の互助共済及び福利増進を図るとともに、岩手県の教育文化の振興発展に寄与することを目的とし、会員の皆さまからいただいている掛金を財源に各種事業を行なっています。
互助会の掛金	会員となった月から給料（教職調整額及び給料の調整額を含む）と扶養手当の合計額を基準として、掛金を毎月徴収します。掛金は100分の0.75（療養給付金等の財源）です。

～ 互 助 会 の 事 業 ～

令和4年4月現在

事業区分	事業名	給付内容	給付方式	
			自動	請求
短期給付事業	① 療養給付金（家族）	医療機関での保険診療を受けたとき自己負担額から、1件につき2,500円を控除し、0.92を乗じた額を給付。	●	
	② 出産保育費	会員及び会員の被扶養配偶者が出産したとき 30,000円		●
	③ 災害見舞金	災害の程度により 会員が死亡したとき 500,000円		●
	④ 弔慰金 （会員及び被扶養者）	配偶者（被扶養者である）が死亡したとき 200,000円 会員の被扶養者（配偶者を除く）が死亡したとき 100,000円		●
厚生事業	① 療養給付金（会員）	医療機関での保険診療を受けたとき自己負担額から、1件につき2,500円を控除し、0.92を乗じた額を給付。	●	
	② 入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したとき、1日につき500円	※1	●
	③ 介護休暇給付金	介護休暇を1日単位で取得したとき、1日につき給料日額の60%（健康保険等から介護休業給付金が支給された場合はその額を控除した額）		●
	④ 小学校入学祝金	会員の子が小学校に入学したとき 10,000円		●
	⑤ 施設利用補助	会員及び被扶養者（4歳未満除く）が全教互指定旅館利用したとき、1人1泊（2食付）につき1,000円補助（県内・県外施設合わせて年間4泊まで）		●
		婚礼利用補助（サンセール盛岡を利用したとき） ※会員及びその子が結婚披露宴で利用した場合、1組の利用額の25%とし、150,000円を限度		●
	⑥ 遺児育英資金	会員が死亡したときに、被扶養者のうち、その年度末までに年齢が満18歳以下である会員の遺児があるとき、遺児1人当たり、500,000円		●
	⑦ ライフプランセミナー（共済組合と共同事業）	在職中、退職後を通じて、充実した有意義な生活を実現していけるような生涯生活設計支援事業を実施	/	/
	⑧ 保険外医療給付金	会員が、保険適用外医療（マッサージ等・歯科治療・妊婦検診及び不妊治療）を受けたとき、1年度に10,000円以内を限度に給付		●
	⑨ 身体矯正器具等購入（修理）補助	会員が、身体矯正器具等（眼鏡・補聴器・補装具）を購入（修理）したとき2年度に1回限り10,000円以内を補助		●
	⑩ ホームヘルパー雇用補助	会員、配偶者、会員又は配偶者の扶養家族、会員又は配偶者の父母（別居しているときは、同居者がいない場合に限る）が、在宅療養中に介助者及び家事援助者（3親等以外のもの）を1年度に5日以上雇用して、その費用を負担したとき、1日2,000円以内を補助（1年度に60日限度）。ただし、介護保険の在宅支援給付を受けている場合は、その自己負担額の範囲内		●
	⑪ 心身リフレッシュ支援助成	会員継続年数が、15年（40,000円）、25年（60,000円）に達した会員に希望に応じ文化教養、保健保養に関する助成（旅行券・図書カード）		●
	⑫ 公益文化事業費	岩手教育芸術祭、文化公演会等		/
⑬ 広報活動事業費	互助会報発行（年4回）、福祉のしおり、互助会報表紙写真募集等		/	
長期給付	生きがい対策支援助成金	会員が退職又は異動により退会したとき、会員年数に応じてギフトカードを交付 ※会員期間6カ月以上の会員が対象 3,000円×会員年数（平成25年度～）		※2 ●
貸付事業	生活資金貸付	会員が生活資金、物品購入（電化製品等）等で臨時に資金を必要とするとき 200万円以内 ※住宅に関わること、借金返済には貸し付けできません	※3	資金が必要となったとき申込
	奨学資金貸付	会員又はその子弟が高校・大学等に入学・修学するため資金を必要とするとき 200万円以内		
	自動車購入資金貸付	会員が使用する自動車を購入するとき ※貸付額は購入（支払）予定額の範囲内 200万円以内		利率 年 0.84%
	結婚資金貸付	会員又は会員の子が結婚するとき（婚姻前後6ヶ月以内） 200万円以内		

★ 請求期間は、事由発生日から3年間

※ 1 正常分娩、交通事故等で組合員証を使用しなかったときは、請求書を提出

※ 2 生きがい対策支援助成金請求書は、退職慰労記念品費・生きがい対策支援助成金・積立給付金の3事業が1枚となっている請求書です（請求書の中で、退職慰労記念品費、積立給付金は平成25年度以降採用者は該当しません）

※ 3 任用期間が1年以内の方は、貸付制限により貸付することができません

注）事業の詳細については、福祉のしおり、ホームページ（<http://www.ik-gojoyokai.jp>）をご覧ください